

第 2 9 号議案

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤  
職務代理者副区長

( 提案理由 )

この案は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、引用条文の整理等を行うため提出します。

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を  
改正する条例

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年3月台東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第8条第16項」を「第8条第17項」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第2号」を「前項第4号」に改める。

第9条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うまでの間は、この条例による改正前の東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例第3条第1項第3号及び第9条第2項第3号の規定は、なおその効力を有する。